



フェローシップ・ニュース No.69



アディクション関連講座No.29 1/19 (月)

特定非営利活動法人
アジア太平洋地域
アディクション研究所

発行日
2015年3月1日

最高裁あれこれ・・・

横田 尤孝

(アパリ顧問・元最高裁判事)

初めに、簡単な自己紹介をしておきます。

私は、昭和19年に、今の千葉県木更津市で生まれました。もともと私は検事で、検事を35年半務め、63歳になった平成19年10月に定年退職をしました。その後2年間弁護士をし、平成22年1月に最高裁判所判事に就任し、満4年9カ月間その仕事をして、去る10月1日限りで定年(70歳)退官となりました。

それではまず、最高裁とは何か、どのような役割を担っているのか、ということから話します。

皆さんは、中学や高校で、三権分立について学んだと思います。司法・立法・行政。この三権のうちの司法を担っているのが裁判所で、その裁判所は全国に沢山ありますが、その中の頂点にあるのが最高裁判所です。

それでは最高裁判所とは何をするとところでしょうか？

ご存知のように日本の裁判制度は三審制をとっています。第一審は地方裁判所、簡易裁判所などであり、第二審は高等裁判所(一審が簡易裁判所の場合は地方裁判所)、そして第三審が最高裁(一審が簡易裁判所の場合は高等裁判所)です。国民に裁判を受ける機会を三回保障することにより、国民が持つ基本的人権等の権利を守るシステムがとられているのです。昔、『真昼の暗黒』という有名な映画がありました。その映画の中で無実を訴える被告人が「まだ最高裁がある!」と言います。最高裁は、国民にとって最後の権利救済の場です。それは今でも全く変わりがありません。国民は、最高裁にいけば最高裁がなんとかしてくれるのではないかと、という願い・希望をもって上告することが認められているのです。その意味で、最高裁はいわば国民の権利保護、権利救済のための最後の砦であるということが出来ます。

もう一つ、最高裁には、法令の解釈を統一する、という任務があります。法令として書かれている条文がどういう意味を持つか、ということはその解釈という作業を経て初めて意味をなします。いろいろな人が、それぞれの必要に応じ、それぞれの立場・役割で法令の解釈をしますが、公的な意味での最終的な法令解釈権限を持っているのが裁判所であり、そして、その最終・最高の権限を持っているのが最高裁判所なのです。

ご存知と思いますが、法律解釈は、裁判所によって異なることがあります。

分かりやすい例として、たとえば戦争の放棄を定めた憲法九条を挙げてみましょう。その条文には「武力」と書いてあります。では、そこにいう「武力」とは何でしょうか。問われた人たちは、おそらく三者三様で、みな違う解釈をするでしょう。また、やはり憲法九条には「戦力」という言葉もあります。では、そこにいう「戦力」とは何でしょうか。これまた解釈は三者三様となるでしょう。法律の解釈というのは、それを解釈する人それぞれの考え方、生まれた環境、人生観その他いろいろな条件などによって変わってくるのです。



最高裁判所の外観

APARIとは、アジア太平洋地域アディクション研究所(Asia-Pacific Addiction Research Institute)の略称です。

全国のDARCやMAC等の社会復帰施設、福祉・教育・医療・司法機関と連携しながら、依存症から回復しようとする方々を支援しているシンクタンクです。

目次:

最高裁あれこれ・・・ 横田尤孝(アパリ・顧問)	1
フィリピンプロジェクトに向けて現地調査・・・志立	5
アウェイクニングハウスからのメッセージ・・・リュウキ	6
アパリからのお知らせ	7
司法サポートのご案内 家族教室スケジュール	8

裁判所によっても地裁と高裁の判断が分かれることがあるように、裁判所によって解釈が異なることがあります。そこで、先ほどの例でいえば、最終的に最高裁判所が「武力」とはこのようなもの、「戦力」とはこのようなものであると判断することによって、それを裁判所の統一見解だとする必要がおきてくるのです。

このようにして最高裁が一定の判断をすると、今度は、それが高裁、地裁の判断を拘束することになります。つまり、ある法令の解釈について最高裁の判断が出た後に地裁や高裁が最高裁の判断と異なる解釈をした場合、その解釈は最高裁によって破られてしまうのです。別の言い方をすると、最高裁の判断は、その後の裁判を左右するのです。この最高裁の判断が、「判例」といわれるものです。このように、最高裁は、法令の解釈についてのバラバラな意見を統一し、以後はその最高裁の判断に従わせる、これに反するものには法的効力を与えない、そういう役割を果たしているのです。

●判例変更と憲法解釈

世の中は変わっていきます。例えば、皆さんもよくご存じの刑法の条文の大部分は明治時代にできたものです。しかし、世の中はどんどん変わる。経済も社会も人も変わる。そうすると、法律の定めそのものは変わっていても、そして、昔、最高裁はある条文についてこういう判断をしたといっても、世の中が変わっていくと、その昔の判断は新しい時代には合わなくなったりします。そういう場合に最高裁が、それまでの自らの考え方を考えることがあります。これが「判例変更」といわれるものです。そういう風に最高裁は人の考え方や世の中が変わることに対応して判例を変え、新たな秩序をつくっていくことがあります。このように、判例をつくる、判例を変える、ということも最高裁の大きな仕事です。

もうひとつ最高裁の大きな役割として、憲法判断があります。ある法律の定めが憲法にかなっているかどうか、これを憲法の適合性ということがありますが、その最終判断をするのが最高裁です。皆さんもよくご存じのように、国政選挙のたびに定数訴訟というものが起こされています。いわゆる「一票の格差」を焦点とする訴訟です。こうした問題について最終判断をするのも最高裁判所なのです。ご承知のように、立法府つまり国会は法律を作り、行政府つまり内閣は法律を執行します。そして、司法つまり裁判所は、訴訟となっている事件についての裁判の中で、法令が憲法に適合しているかどうか判断します。最終審である最高裁が、ある法律のある条項は憲法に違反すると判断したとすると、その法律のその条項の効力が否定されます。裁判にかかっていた事件そのものの勝敗が決せられるにとどまらず、国会が作ったその法律のその条項自体が無効とされるのです。その面においては、司法権が立法権優先するのです。最高裁は、それほど、強く大きな権限を持っているのです。

●最高裁判所の内側

最高裁判所の建物は、テレビや新聞などで見たことがあると思いますが、裁判とは無縁の一般の方たちにとっては非常になじみのないところだと思います。最高裁の外観は、ちょっと変わっていますよね。正直なところ、私は、最高裁に入るまでは、この建物のいかつい感じがあまり好きではありませんでした。でも、中に入るとなかなか立派です。壮大と言ってもいい。建物の外側や内部の一部は茨城県産の御影石が貼られていて見た目はすごく重厚で頑丈そうなのですが、なにしろ40数年前に建てられたものであることなどから実は耐震性が不十分なのだそうで、今、耐震工事中です。

この建物の正面玄関から入っていきまると、中が大ホールになっています。そして、このホールの中に「正義の女神像」があります。テーミスの像を知っていますか？剣と秤を持っている像ですね。この正義の女神像もそうです。左手に持っている秤は左右のバランスをとるものであることから公平を意味し、公平はすなわち正義であることを示しています。弁護士のバッジも外側がヒマワリで中に正義を意味する秤が描かれています。他方、像が右手にもっているのは剣です。剣は力、すなわち法の執行力を意味しています。“剣なき秤は無力”。つまり力なき正義・法律は無力であるということです。そして、それは、秤なき剣は暴力、ということにも通じます。正義なき剣は暴力でしかないということです。



横田顧問の歓迎会にて



テーミス像

ところで、普通見かけるテミスの像は、目隠しをしています。それは見ることによって判断が揺らいではいけないということからです。人間は感情の動物ですから、見ることによって余計な判断が入り、公平さが崩れることがあります。だからこそその目隠し、というわけです。しかし、最高裁にあるこの正義の女神像は逆です。目隠しをしていません。事実をきちんと見て、しっかり判断する。目をしっかり開いて事実を見ることも正義の判断者としては必要なことです。

●裁判官席からの風景

次は大法廷について話します。

大法廷の広さは、正確には574平方メートルだそうです。かなり広いです。ちなみに小法廷は271平方メートルです。大法廷の天井は高さが約40メートルだそうです。13～14階建ての建物の高さがある巨大な大ホールです。この大きな法廷の正面裁判官席に、長官を中央にして15人の裁判官全員が横列に並び、憲法訴訟や判例変更などの重要な事件の審理や判決言い渡しなどを行います。

大法廷の傍聴席は200席くらいあると思います。小法廷は50席くらいです。法廷の傍聴席は湾曲して配列され、見やすくなっています。裁判は原則公開ですからどなたでも傍聴できます。機会があったら是非ご覧ください。また裁判傍聴とは別に、建物内の見学も一定の団体などが最高裁に申し込むと見学できるようですし、個人でも、裁判所が一定の日に行事として行う見学会のようなものに参加して見学することができると思います。

裁判官席から傍聴席の方を見ると、自分の着席位置がとても高く感じられます。まさに傍聴席を見下ろすという感じです。テレビのニュース番組で、裁判官がカメラを覗みつけているような映像が出るがありますが、あのテレビカメラによる撮影タイムは、大法廷は3分間、小法廷は2分間です。その間、身体を動かしたり、目をきょろきょろさせたりすることはできません。視点を定め、そこをじっと見つめるだけです。これを3分間はもちろん2分間でも続けるのはかなり大変です。なかなかの苦行です。

次に、法服について話します。法服は昔のコート風というか、和服と洋服の折衷のようなちょっと奇妙なデザインです。法服の色は黒です。黒は個性を無くすということなのでしょう。また黒を着ることで気持ちを新たにするという意味合いもあるのかもしれません。実用的な面としては、法廷があれだけの広さですから冬は本当に寒いのですが、法服は丈が長いので膝の上も覆ってくれるので助かります。反対に夏は結構暑いです。

なお、法服以外の服装としては、ワイシャツは白、ネクタイは地味なものとするよう心がけていました。

●信頼に応える“最後の砦”

話をもとに戻し、最高裁の組織についてお話します。

先ほども述べたように、最高裁の裁判官は15人います。法律によってこの15人のうち10人は法律家であることが求められています。検事や弁護士など法律家として20年の経験がある40歳以上の人という条件があります。残り5人については法律家ではない人でも裁判官になることができます。現在、厚生労働省出身者、内閣法制局出身者、学者出身者がひとりずついます。また、女性は3人です。この数は、これまでの最高裁の歴史の中では最多です。

ところで、全国の地裁、家裁、高裁に配属されている裁判官（判事及び判事補）は3千人くらいです。ほかに簡易裁判所の判事が800人ほどいます。他方、検察官はというと、検事が1800人くらい、副検事が900人くらいです。また、弁護士は現在3万5～6千人で、毎年相当数増え続けています。これら我が国の法律家の数がずいぶん多いと思うか、そうではないと思うか、は人それぞれだと思うのですが、参考までにアメリカの状況を見ますと、アメリカでは、裁判官が3万2千人、検察官も3万2千人、弁護士は、何と120万人くらいいるそうです。



大法廷



大ホール



最高裁判所小法廷

小法廷



2010年1月、最高裁判事就任のためにアパリの理事を退任されていた横田先生が、2014年10月に最高裁を退官し、11月よりアパリの顧問に就任しました。

横田 尤孝
(よこた ともゆき)

1969年中央大学法学部卒業
1972年東京地検検事
各地方検察庁検事、東京、福岡各高等検察庁検事等を歴任
2002年法務省保護局長
2003年法務省矯正局長
2007年最高検次長検事退官
2008年弁護士登録（第一東京弁護士会）
2009年2月～12月アパリ理事
2010～2014年 最高裁判事
2014年11月アパリ顧問



●1日15～20件の激務

さて、ここから仕事の話です。よく裁判官は激務といわれますが、私の経験からしても、本当に激務です。「最高裁の裁判官は部下の人がやってくれるから楽でしょ？判を押すだけでしょ？」などという人がいますが、それは全くの誤解です。私が最高裁に勤務した4年9ヶ月の期間中に私が関与した事件数は、全部で1万3千件ほどでした。これを勤務した57か月で割ると、月平均230件となります。1ヶ月の出勤日数は20日前後ですから、そうすると1日15件前後、多い時は20数件です。これだけの件数を毎日処理しないと追いつきません。楽ではありません。しかし、何の仕事でもそうですが、働き盛りといわれる30～50歳代ではみな仕事で追われています。夜中まで仕事をしているでしょう。私も法務省にいるときは何度も徹夜をしていますし、そういうことも頭に置いた上で最高裁判事は最高に忙しかったかと言うと、必ずしもそうとは言い切れないかもしれませんが。とはいえ、最高裁の裁判官の平均年齢は65歳くらいです。いわゆる前期高齢者です。昔のイメージでは65歳というと縁側で日向ぼっこして、孫の相手をしている感じですよ。でもこの最高裁判事の仕事をする上では、大きな事件は自宅に持ち帰ってから集中的にこなします。

自分の担当事件の審議日が迫ってくると、夜中の2、3時まで仕事が続くこともあります。土日などの休日が全く潰れることもあります。そこまでしないと追いついていけないからです。65～70歳ともなると、これは肉体的、精神的に結構しんどいものがあります。しかし最高裁は最後の砦。一審、二審はダメだったけれど最高裁は救ってくれる！という国民の期待があります。何より裁判所、司法に対する国民の信頼があります。これは大事にしなければなりません。「最終的にここ（最高裁）で決まるんだ！」というところであるがゆえに、重い仕事であり、激務であると言わざるをえません。そうはいつても、最高裁判事がとてもやりがいのある仕事だったことは間違いありません。私は、そういう意味でこの仕事をさせていただいたことに感謝しています。とてもよい4年9カ月だったと思っています。

●精神的に“重い”事件と簡潔な判決

次に、最高裁で関与した事件について、もう少し話します。

皆さん、民事事件とか刑事事件という言葉はよくご存じですよ。民事事件というのは千差万別です。金の貸し借りから家の立ち退き問題、土地の境界争い、離婚、親子関係、相続の争いなどいろいろあります。民事事件の中には行政事件も含まれます。原発の差し止め請求などがそれです。

最高裁で処理する全事件のうち民事事件が約65%。そのうち行政事件が10%です。そして残りの35%が刑事事件です。

一般的に言う民事のほうが難しいものがあったように思います。他方、刑事事件は、難しいというより重く感じていました。刑事事件は直接刑罰につながります。それゆえ精神的な負担としてはやはり重い。勿論刑事事件には事実認定が難しい事件も少なくありません。そういう点からでもやはり精神的に疲れたことは事実です。

最高裁に持ち込まれる事件は、1年間に全部で7～8千件あります。これらのうち大法廷で審理する事件は極く極く僅かですから、ほとんど全てを3つの小法廷で分担して処理しています。小法廷は5人の裁判官で構成されていますが、事件ごとに、そのうちの一人が必ず主任・裁判長となります。ですから、小法廷では事件により裁判長が替わります。事件は、5人の裁判官に、一定の順番に従って配られます。そうした方法をとることによって、事件担当の平等、公平が保たれているのです。

ところで、皆さんは「判決」とか「決定」とかいう言葉を聞いたことがあると思います。判決も決定も裁判所の判断ですが、両者の一番大きな違いは、判決は法廷で言い渡すものであるのに対し、決定は法廷で言い渡すのではなく決定書という書面を渡すだけである点です。もう少し細かな違いを言いますと、判決書には裁判官が、（多くの場合毛筆で）署名し押印をしますが、決定書は署名ではなく記名で良い点が異なります。この決定書の記名は、今はパソコンで行っています。

最高裁の判決の言い渡しというのは、極めて簡潔というか、簡単に終わってしまいます。私は、かつて最高検察庁の平検事をしていたとき、その職務として一度だけ最高裁の小法廷の検察官席に座って判決を聞いたことがありました。席に着いて待っていると、正面の裁判官席の後ろにある扉がおもむろに開いて、5人の裁判官が入廷し、順に席に着くと、裁判長が「開廷します。」とのいわゆる開廷宣言をしたうえで、「それでは只今から判決を言い渡します。主文、本件上告を棄却する。以上です。閉廷します。」と、それだけ言うと直ちに5人の裁判官が一斉にスッと立ち上がり、サッと扉の向こうに戻ってしまいました。そのあまりの呆気なさにびっくりしました。

今も忘れられない光景ですが、判決言い渡しのやり方は、今でも、基本的には同じです。ただ、事件によりますが、今では、極く簡単ではありますが、できるだけ判決理由も告げるようにしています。

●最高裁で学んだ“一生勉強”

さて、予定時間も押し迫ってきましたので、そろそろ感想的なことを言わせていただきます。既に何度も述べましたように、私は、最高裁判事を4年9ヶ月間務めさせていただきました。率直に言って、きつい仕事ではありました。一番は仕事の重み。いつも仕事が頭から離れませんでした。休日といっても完全に心が安まる日はなかったといってしまうでしょう。しかし、最高裁判事をさせていただいて本当に良かったと思います。自分ではそのような能力があるとは今でも思っていませんが、1万件を超える事件の中に人間の裸の姿、社会の様々な姿を見せていただき、それらから、この歳にして改めて多くのことを学ぶことができました。ありがたいことです。法律家である検事を35年もやってきた身ですから、「法律はなんでも知っているだろう。世の中のことも随分見てきただろう」と世間の方々は思われるかもしれませんが、決してそうではありません。最高裁に入って、実は自分は何も知らなかったのだ、ということ強く感じました。知らないことだらけでした。そのことから一番思ったのは、人は「一生勉強」だということです。勉強には限りがありません。

私は、1万3千件もの事件を通じ勉強させてもらいました。普通、勉強するには授業料などのお金がかかります。しかし私は事件を通じて様々なことを勉強させていただきながら、さらに給料という形でお金をいただいていた。国家国民が私に勉強させてくれたのです。ですから、これからは、これまでに得た私自身の経験や知識を、何らかの形で社会にお返しする、社会のお役に立てていかななくてはならない、と思っています。

そんな中、私は、縁あって再びアパリに関係させていただくようになり、今日、ここでつたない話をさせていただきました。お聞きいただき、ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



講演風景

フィリピンプロジェクトに向けて現地調査

志立 玲子

JICA（国際協力機構）プロジェクトとして、フィリピン・マニラの貧困層における薬物依存症支援が終了して3年が経過しようとしています。その後、JICAに対して次期プロジェクトの申請をして、2回不採択となったのですが、この度、最後のチャンスとなる3回目に挑戦することになりました。

その現地調査、関係機関との調整のために、2月10日～14日までの5日間、アパリスタッフ一同はフィリピン・マニラに行っていました。

現地で協働して活動を行う、カウンターパートである「ファミリー・ウェルネス・センター」協力の元、関係機関を招き、プロジェクト説明会を実施しました。保健省（DOH）、危険薬物委員会（DDB）、社会福祉開発局（DSWD）、国立精神病院

（NCMH）等の政府機関、NGO団体、新聞社、現地NAメンバーやリハビリ施設職員、刑務所職員等、約40名の参加がありました。

説明会の前日には、トンドの貧困地域で活動を展開しているNGO団体「結核予防会」を訪ね、どのような活動をしているのか、また、現地の政府機関等どのように連携しているか視察してきました。

この申請が採択されたとして、実際に活動が始まるのは来年になります。



プロジェクト説明会



社会福祉開発局にて



トンドの街並み

アウェイキングハウス 入寮者からのメッセージ

「私のポンコツ道」

りゅうき

NPO法人アパリは、群馬県藤岡市にある日本ダルク アウェイキングハウスを運営しています。同施設の入寮者からのメッセージをお届けします！



こんにちは。22歳の男性、ポンコツアディクトのりゅうきです。かつて私は薬物依存症者に対して『薬物に頼らないと生きていけない弱いやつ』という考えを持って生きていました。周りにそんな人もいないし私には無縁の話だと思っていたある日、悪夢のような日は突然やってきました。

私は昔から『常にみんなから好かれたい』、『悪い事をしてもし別にバレなければ良い』といった幼い考えを持っていました。今思えばそういった考え方が初めの1回に手を出す原因にもなったのではないかな、と思います。

16歳の時、友人から誘われたのがきっかけで初めて薬物を使用しました。その薬物は『マリファナ』でした。初めてマリファナを吸った時のことを私は今でも忘れられません。今までにないくらいの気持ち悪さに襲われました。『バッド・トリップ』と呼ばれるやつです。その苦しみの中、私は「もう二度と薬なんて使いたくない」そう思いました。しかしその日以降、友人は顔を合わせるたびにマリファナを吸うよう私に勧めてきました。断る勇気がない私は、泣く泣くマリファナを吸いました。しかし何回か続けて吸っていくうちに多幸感に包まれていく感覚を覚えました。臭くてたまらなかつたマリファナの匂いもその時にはいい匂いだなと感じるようになっていました。友人と何を話しても楽しくて何を食べてもおいしい、今までつまらないと感じていた人生にやっと楽しみを見つけられたと私は感じました。マリファナを覚えて、はじめは友人に誘われたときだけ付き合い程度に使用していこう、そのようにして条件を決めていました。しかし「ひとりでいるときも使ってみたいな」そんな欲望がでてきました。「1gくらい俺にも売ってほしいんだけど先輩に頼んでくれない？」私は友人に頼みました。彼は快く引き受けてくれました。ただし、そこには条件がつけられました。「先輩には俺が頼むんだから手間賃として俺にも少しわけろよ。」そう言われ、交渉は成立しました。その日から私の薬物使用は急加速していきました。はじめはいろいろと条件をつけていたのも関係なくなり、どこでなにをしているときでもマリファナを使用するようになりました。マリファナを買うために嘘や盗みも増えていきました。生活の最優先事項はマリファナに変わっていたため、家族、友人を騙すことの罪悪感も全くありませんでした。

この頃から薬物を買うたび友人に少しずつマリファナを分けることに嫌気がさしてきました。しかし私にはマリファナを買うルートはありません。そんなある日携帯電話をいじっていると「合法ドラッグ、合法ハーブ」という言葉を見つけました。私はそんな言葉に心を魅かれ、すぐにそのページを開きました。そこには「合法のマリファナ」というワードが使われていました。しかもそれは私の住んでいる町で売っていたのです。私は驚きました。準備をして私は急いでそのお店に向いました。初めて入るお店に私は緊張しながら奥に進んでいきました。そこにはショーケースに入ったたくさんの吸煙具や、巻紙が置かれていました。私は興奮を隠しきれず、近くにいた店員に「ネットで見たんですけど合法ハーブありますか？」と聞くと、店員はファイルを出して「どの商品にしますか？」と言いながらパッケージの写真を見せてくれました。そこにあった3種類の商品から適当に選び購入しました。私は急いで家に帰り、アルミホイルで吸煙用のパイプを作りました。先程買って来た合法ハーブをアルミパイプに詰めて早速吸引しました。驚くことに効果はマリファナによく似ていて同様の多幸感を得る事ができました。値段もマリファナに比べて非常に安かったため、私は薬物を毎日使用するようになりました。

ある日、いつものようにお店に行くと突然店員が「サービスしてあげるからこっちもやってみなよ。」と『アロマリキッド』、『パウダー』の二点をくれました。私は初めて見た商品なので使用方法を聞きました。お店を出た後、新たな商品が気になり先程店員に言われた通り、私はアロマリキッドとパウダーをそのまま飲み込みました。その味は驚くほどひどいものでした。吐き気を我慢しながら10分ほど経つと、マリファナとは比べ物にならないほどの多幸感を感じ始めました。そのようにして私の主な使用薬物はリキッド、パウダーへと変わっていきました。

18歳になってある日私はあることがきっかけで薬物使用をやめることとなります。キャバクラで仕事をしていた私は、いつものように駅前で客引きをしているときに誤って私服警官に声をかけてしまったのです。結局、私は風俗営業法違反で逮捕されました。その逮捕がきっかけで「もう親に迷惑はかけたくない」と思い、平成23年5月7日に薬物やめることと共に更生を誓いました。18歳にして勉強をはじめた私は大学への進学を目指し始めます。

拘置所のタンポポ

日本ダルク代表
近藤恒夫 著

「拘置所のタンポポ」 が増刷されました！

- 目次
- プロローグ のりピー、ダルクへおいでよ
- 第1章 絶頂からの転落～そして再起 わが波乱の半生
- 第2章 誰が、なぜ、ヤク中になるのか
- 第3章 あまりに知られていない覚せい剤の世界
- 第4章 なぜ薬物依存者は立ち直りにくいのか
- 第5章 立ち直るためにはどうすればよいのか
- 第6章 新生した仲間たち

■発行：双葉社
価格：1,400円（税別）

※お買い求めの方は下記へ
FAXでお申込みください。
FAX：03-5312-7588
日本ダルク インテグレーションセンター・杉本まで

※住所、氏名、電話番号、ご希望数をご記入ください。

勉強を始めて約二年が過ぎた平成25年6月27日、私のもとにかつて薬物を共に使用していた友人がやってきました。彼は私に注射器を持って来て、薬物を静脈注射するように勧めてきました。その悪魔のような誘いに対して私は、「しばらく薬物も使用していなかったし、一回だけやってみるか。これを最後にしてまた勉強に専念しよう。」そう思いました。その時に初めて私はパウダーをリキッドで溶かした物を静脈注射しました。今までやめられていたんだから一回くらい大丈夫だろう、その考えが甘かった。気付いたときにはもう手遅れでした。私の注射器による薬物使用は以前私が炙ったり、飲んだりしていた使用速度を上回りました。身体中の注射痕が原因で家族にも薬物の使用を知られてしまい、私に残ったものは薬物と孤独感だけでした。

母親はそんな私を見るに見かねて平成26年6月25日に精神病院に連れて行きました。そこで医師に推奨されたのが群馬県藤岡市にある日本ダルク アウェイクニングハウスへの入寮でした。病院の帰り際、母の説得もあり私はその日のうちにダルクへ入寮しました。施設生活は思っていたよりも大変でした。私自身、薬物以外に問題があるなんて思ってもいませんでしたから、他の入寮生とトラブルが起これば私の怒りの感情を刺激します。施設に入寮して5ヶ月目に入ったとき、私は溜まるストレスに耐え切れずスタッフのところ相談しにいきました。しかし、そこで彼から言われたことは「それは全部お前の問題だ」という厳しい一言でした。私は必死に相手の問題を伝えようと思いました。感情的になっている私に対して、彼は冷静に私の問題を指摘してくれました。そのおかげで私は大きな気づきを得ることができました。「みんな、私のことをわかってくれない」ではなく、「私がみんなのことをわかっていなかった」ということです。薬物以外に自分の問題があることを私は初めて知ることができました。その日から私はステップを学びながら生きていくことを決めました。もちろんステップを学ぶのも一人ではできません。幸い今では周りには仲間がいます。今はその仲間と共にステップを学びながら施設で生活をしています。今では自分の問題を探しながら過ごす施設生活に喜びを覚えています。改めて思うことは、「ここでよかった。この仲間達でよかった。」この気持ちを忘れずに残りの施設生活を悔いのないよう過ごしたいと思っています。

最後までお読みいただきありがとうございます。
以上が私の歩んできた『ポンコツ道』でした。

アパリからのお知らせ

DARC 30周年記念フォーラム開催！！ Spiritual Connection

日時：2015年10月16日（金）13時～19時（受付開始12時）
会場：日比谷公会堂（東京都千代田区日比谷公園1-3）
入場料：無料
懇親会開催予定
お問い合わせ：日本ダルク本部（03-5925-8686）
※プログラム内容は決まり次第お知らせいたします。

アクション関連講座

- 3月16日（月）は、ダルクの責任者3名による座談会を行います。今回は、長野ダルク・竹内剛氏、日本ダルク・篠原義裕氏、とかちダルク・宿輪龍英氏の3名にお越しいただき、「私とダルクとの出会い」というテーマでお話いただきます。
- 4月20日（月）は、アパリ理事長の近藤恒夫が「ダルク30周年に向けて」と題してお話します。10月に開催されるダルク30周年記念フォーラムに向けての意気込みもお伝えいたします。
- 5月18日（月）はフィリピンプロジェクトのチーフである梅田靖規より、昨年12月より2か月半マニラに滞在し、貧困地域の薬物問題、治療の現状を見てきた報告。そしてタイでいくつかの依存症リハビリ施設を視察した報告など。
皆様のご参加をお待ちしております。

「マーシーの リハビリ日記」



2015年3月25日発売
著書：田代まさし
漫画：北村デン
定価：1200円（税別）
出版社：泰文堂

ダルクでリハビリ中の
マーシーが漫画本を出
します！！
全国の書店でお買い
求めください！



特定非営利活動法人
アジア太平洋地域アディクション研究所

○アパリ東京本部
〒162-0055
東京都新宿区余丁町14-4
AICビル1階
電話：03-5925-8848
FAX：03-5925-8984
Email：info@apari.jp

○アパリ藤岡研究センター
(運営：日本ダルク アウェイク
ニングハウス)
〒375-0047
群馬県藤岡市上日野2594番地
電話：0274-28-0311
FAX：0274-28-0313
○入寮費：月額¥160,000
(初月のみ¥175,000)

*生活保護の方も可能
○入寮条件：薬物依存症から回復
及び自立をしようとしている本
人。男性のみ。年齢制限はありま
せん。
○入寮期間：個人により差があ
るので、話し合いながら決めてい
きます。



ホームページをぜひご覧ください。
<http://www.apari.jp/npo/>

発行者：近藤恒夫
編集責任者：志立玲子
平成27年3月1日発行
定価 1部 100円

＜司法サポートのご案内＞

《薬物事犯で逮捕された刑事被告人に対する支援》

薬物犯罪で逮捕されたら刑務所に行くか、再犯防止に向けた何の取り組みもないまま執行猶予の判決を受け、また薬物のある日常に戻るしかない日本において、はじめて刑罰以外の再犯防止に向けた取り組みです。

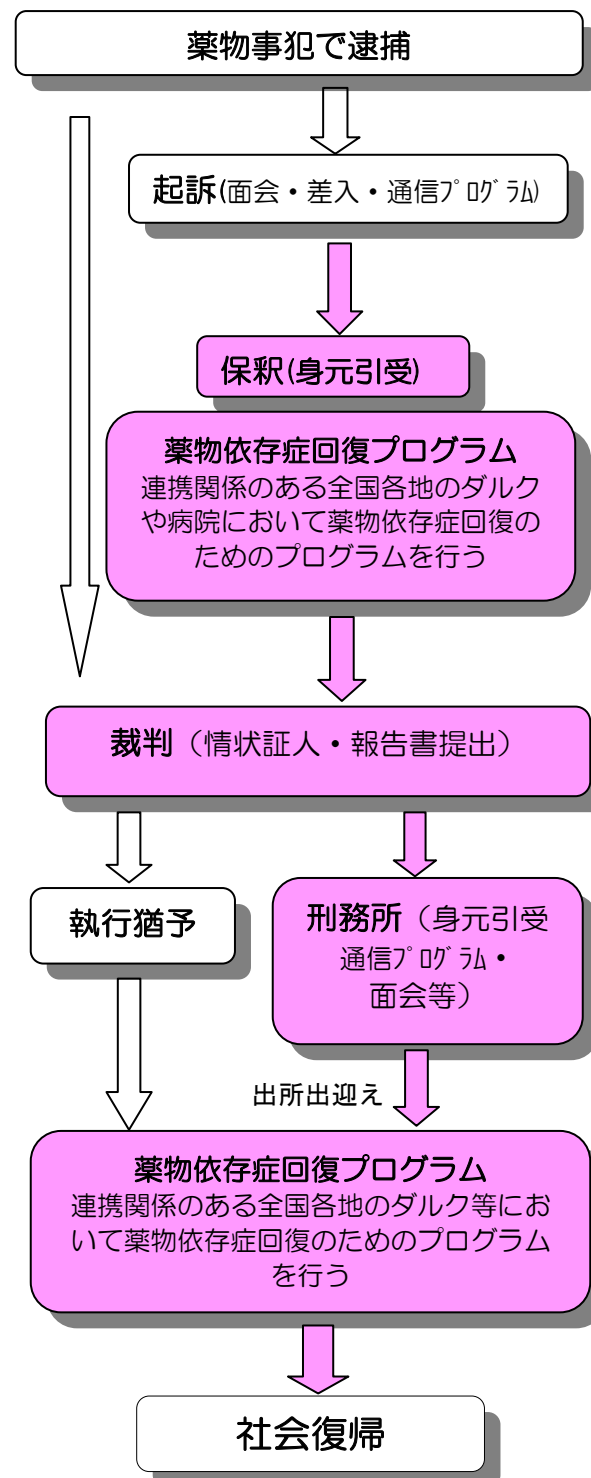
保釈中の刑事被告人に対する薬物研修プログラム、情状証人出廷、上申書作成、入寮契約、身元引受契約、出所出迎え、法律相談などあらゆるニーズにお応えします。なお、日本の覚醒剤事犯の再犯率は約60%ですが、アパリの司法サポートを利用された方の再犯率は10%以下です。最近では特に、受刑中に身元引受契約をし、仮釈放又は満期釈放の時に迎えに行き、リハビリ施設に繋げるお手伝いをしています。

ギャンブルの問題が原因で逮捕された方の司法サポートも行っています。(窃盗、横領、詐欺等)ご相談ください。

[費用：コーディネート契約料として一律20万円(税別)。交通費・宿泊費の実費が別途必要です]

【お問合せは東京本部まで】

アパリの支援



＜アパリ家族教室スケジュール＞

第1月曜	連続講座	第3月曜	アディクション関連講座
3/2(月)	第1回 薬物依存症によるダメージと回復	3/16(月)	No.31 ダルク責任者による座談会 (長野ダルク、日本ダルク、 とかちダルク)
4/6(月)	第2回 薬物の欲求と「きっかけ」「危険な状況」への対処について	4/20(月)	No.32 「ダルク30周年に向けて」 近藤 恒夫 (アパリ理事長、日本ダルク代表)
5/11(月)	第3回 依存症者の心にある2つの考え	5/18(月)	No.33 「フィリピン、タイのリハビリ事情」 梅田 靖規(フィリピンプロジェクト・チーフ)
6/1(月)	第4回 本人・家族の心の成長-自立心・ 自尊心を伸ばす関わり	6/15(月)	No.34 「命と健康を守る依存症支援 オーストラリアの実践から」 弁護士 高橋洋平(嘱託研究員)
7/6(月)	第5回 気持ちの回復:家族自身の気持ちと 本人の気持ちの両方を大事にする	7/20(祝)	祝日のためお休み

【対象】

○連続講座(全8回)は家族のみが参加可能で、どの回からも参加できます。

○アディクション関連講座はどなたでも参加できます。

【時間】18:30~20:30 【場所】アパリ・インテグレーション・センター 1階会議室

【参加費】3,000円(2名以上の場合は4,000円) 【申し込み】不要